者の意見、聴取―ASBJ、金融商品専門委 ステップ4に関する金融機関代表

専門委員会を開催した。 委員会は、第221回金融商品 主な審議内容は次のとおり。 去る6月25日、企業会計基準

金融資産の減損

る検討が行われた。 される会計基準の開発)に関す なされていない金融機関に適用 24年6月10日号(№1712) に関するデータの詳細な整備が 続き、ステップ4(信用リスク 情報ダイジェスト参照)に引き 第218回専門委員会(20

代表者(全国地方銀行協会、第 案に関する見解や意見の説明が ることが見込まれる金融機関の で審議されてきた次の事務局提 一地方銀行協会)より、これま 今回は、ステップ4を採用す

次のような意見が聞かれた。 著しい増大の判定(SICR) 債権単位での信用リスクの

正常先に区分される債務者に SICRが生じていたとみな 対する債権等のSICRの判 定は、アプローチ2(一律に

> り整合的である。アプローチ ローチ1も現行実務に配慮し するものであるならば、アプ 実質的にアプローチ2を内包 す)が地域金融機関実務とよ たものと理解している。 (正常先を3つに区分)が

「その他要注意先」以下でも債 容してほしい 務者単位でのアプローチを許

「1―3年ルール」(正常先債権: ではないか。 ような簡便的な枠組みも必要 失額をベースに算定する)の 管理先債権は3年分の貸倒損 一般要注意先債権は1年、要

(2) 次のような意見が聞かれた。 債券に対する引当金の計ト

分類・測定の議論が行われて 計上対象に決定するのは、時 の債券およびその他有価証券 いないなかで、満期保有目的 期尚早である に分類される債券を引当金の

> 次のような意見が聞かれた。 た結果の確率加重 複数シナリオの考慮を含め

将来予想シナリオのみを考慮 である。 することを認める方向に賛成

多くの銀行が保有する「貸倒 引当金算出方法、合理的な将 実績率」を活用した具体的な 場合の将来予測の考慮方法の 来予測モデルが構築できない 検討・提示をしてほしい。

(4) その他

次のような意見が聞かれた。

金 融

サステナビリティ開示基準、義務 的開示の優先へ

金融審議会サステナ情報開示・保証WG

G」という)を開催した。 長:神作裕之・学習院大学大学 回金融審議会サステナビリティ 院法務研究科教授)(以下、 するワーキング・グループ(座 情報の開示と保証のあり方に関 去る6月28日、金融庁は第3 $\overline{\mathbf{w}}$

れた。

あり方および適用対象・適用 サステナビリティ開示基準の

ステナビリティ開示基準の適用 プライム市場上場企業へのサ

> れた。 回 対象・適用時期について、 当」、「貸倒実績率を利用できる 会議を踏まえ、次の方針が示さ 1712)情報ダイジェスト参照) たほうがいい」等の意見が聞か 分を企業の判断に委ねるのが適 かについて、論点などを整理し (2024年6月10日号 (No. 前

1 は、2027年3月期より義 時価総額3兆円以上の企業

は、2028年3月期より義 時価総額1兆円以上の企業

今後の引当金の算定の議論に 観点から、貸倒実績率の活用 おいて、簡便な引当金算定の 万法を検討してほしい

2年目より同時開示 (保証付 段階開示(後述)を可能とし

ず3区分とするのではなく、区 ICRは、アプローチ1でも必 専門委員からは「正常先のS

3 ※前記①~③の義務化初年度は1 の企業は、2029年3月期 より義務化 時価総額5、000億円以上

プライム全企業を対象に 203X年に適用義務化

関しても具体的な年月を提示す 先する方針に賛意が聞かれた一 べきという意見も聞かれた。 示よりも早期の義務的開示を優 方、プライム全企業への適用に 委員からは、 保証との同時開

一段階開示、同時開示の方法

示基準に準拠するために必要な 書により、サステナビリティ開 初年度は二段階開示が認められ 示とする方針を示した。 を容認し、2年目以降は同時開 で一段階目の開示を行い、その ても法定適用の初年度は、有報 ていることから、 事項を追加開示する二段階開 後、有報の訂正または半期報告 ISSB基準において、報告 わが国におい

月から4カ月に延長することを 載する場合(同時開示) 提出期限を事業年度終了後3カ **度保証を受けて有報にすべて記** また、実務負担を考慮し、 には、 制

「それに伴う諸問題を検証すべ き」と慎重な声が聞かれた。 れたものの、 いておおむね賛同の意見が聞か に提出期限を延長する案には、 委員からは、二段階開示につ 同時開示する場合

検討してはどうかと提案した。

での開示情報 海外に向けた情報開示の本邦

出を求めることを提案した。 ることを確保することが重要で あるため、 に対しても確実に情報提供され 行った場合には、日本の投資家 ティ情報の開示を海外に向けて 海外制度に基づくサステナビリ 委員からは賛意も聞かれた 事務局は、欧州CSRD等の 臨時報告書による提

> と反対する意見も聞かれた。 海外の別の基準に則って

保証制度の導入における論点

けない」との声が聞かれた。 き」という意見が多く聞かれた 担い手等について意見を求めた。 証の範囲が狭まったりしてはい 保証の範囲や水準、保証業務の **にあたって、サステナビリティ** 委員からは、 「公認会計士以外も含めるべ 「開示に時間がかかったり保 公認会計士以外が担うこと 担い手につい

らず、 開示した場合には日本でも開示 開示を行っているのにもかかわ が、「有報でサステナビリティ を求めるのは過度な要求では

事務局は保証制度を導入する

設備投資の強さと国内需要の弱さ を示す6月短観

融

国企業短期経済観測調査(短観) ラス13だった。また先行きはプ となっている。 ラス14で、目先は安定した見方 ス11から2ポイント改善してプ **況判断指数は、前回3月のプラ** を発表した。大企業製造業の業 日銀は7月1日、 6月分の全

画は、 設備投資額の2024年度計 全産業での投資額が20 ドル、

対ユーロともに、

前回の

大量保有報告制度は、

株券等

8%~9%の上方修正で、設備 中小企業でも製造業に限れば 5%~7%の上方修正がみられ 見込まれている。すべての業種で ては、製造業で積極的な投資が 23年度比で増加すると予測さ れており、特に中小企業におい 投資に積極的な姿勢がみられた。 また想定為替レートは、

> B) を強制し、①事前の情報開 取引について公開買付け(TO する観点から、そのような証券 引の「透明性・公正性」を確保 等に影響を及ぼすような証券取 も義務化されている。 うとする投資家側における開示 示と②株主の平等取扱いを求め く、大量の株式の買付けを行お 情報としては、企業側だけでな 公開買付制度は、会社支配権 公開買付制度 割合が1%以上増減した場合に らないとともに、その後、保有 観点から重要な情報であること の日から5営業日以内に、大量 保護を図ることを目的として、 透明性・公平性を高め、投資者 係る情報が「経営に対する影響 を提出しなければならないとさ は、5営業日以内に変更報告書 保有報告書を提出しなければな なった者(大量保有者)は、そ 定の開示を求める制度である。 株券等の大量保有者に対して一 に提供することにより、市場の から、当該情報を投資者に迅速 力」や「市場における需給」 株券等の保有割合が5%超と

提出すれば足りることとされて の提出義務を判断し、 量保有報告書」・「変更報告書. 等については、事前に届け出た いる (特例報告制度)。 日から5営業日以内に報告書を を行っている金融商品取引業者 して反復継続的に株券等の売買 「月2回の基準日」において、「大 ただし、日常の営業活動等と 当該基準

られた金融審議会「公開買付制 2023年12月に取りまとめ

会計·監査·開示 *来し方行く末*

〜金融商品取引法(開示規制⑥)〜上場企業に対する規制等②―7

市川 公認会計士

育義

資本市場に向けて発信される (上場株式など) の大量保有に

けることにより、買収対象会社 数量・価格などの開示を義務づ する買付者に対して、買付期間 株式の大量の買付けを行おうと る制度である。 会を確保するものである。 の株主に対して公平な売却の機 具体的には、市場外において、

れている。

の買付けの場合には、買付け後 間で10名以下)からの市場外で 則として買付け後の所有割合が ればならないとされている ときは、公開買付けを行わなけ の所有割合が3分の1超となる ただし、著しく少数の者(60日 5%を超える場合とされている。 株式の大量の買付けは、原 大量保有報告制度

の 閾値を「議決権の3分の1」から 対象とすることや、会社支配権 2024年5月22日に公布された。 に重大な影響を与えるか否かの 場内取引を通じて会社支配権に 踏まえた改正金融商品取引法が、 グ・グループ」(WG)の報告等を 度・大量保有報告制度等ワーキン こと等の改正が行われている。 重大な影響を与える場合も適用 「議決権の30%」に引き下げる 公開買付制度については、市

明確化) の緩和(「共同保有者」の範囲の できるよう、特例報告利用要件 増加、企業と投資家の建設的な 環境変化を踏まえ、大量保有報 対話の重要性の高まり、 告制度については、パッシブ投資 家が企業と深度ある対話を実施 ンゲージメントの広がりといった また、近年、パッシブ投資の が行われている。 協働工

つながる事項として今後の動 場合にはこれに回答すべきこと 株主の透明性を確保するため、 が大いに注目される。 について法制度上義務づけるこ の保有状況について質問された 機関投資家は発行会社から株式 大株主等の開示情報の充実にも とが検討されている。この点は、 なお、WGにおいては、実質

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年 6月25日	企業情報開示のあり方 に関する懇談会 課題 と今後の方向性(中間報 告)	経済 産業省	日本企業の情報開示について、投資家等の特性に応じた開示の検討を含め、企業・投資家等の双方にとって効率的かつ効果的な開示のあり方を検討することが必要との問題意識を踏まえ、主に、開示体系とサステナビリティ情報を含めた企業価値向上に資する情報開示という2つの観点から、日本企業の情報開示の課題と将来の方向性についての議論の結果をまとめたもの。https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240625001/20240625001.html	_
2024年 6月26日	持続的な企業価値向上 に関する懇談会(座長と しての中間報告)	経済産業省	2014年の伊藤レポート公表以降、企業価値向上に向けたさまざまな取組みが行われてきたが、日本企業全体として十分なパフォーマンスが上げられなかったことを踏まえ、伊藤レポート公表後の各課題の進捗状況や取組みが進まなかった要因を分析し、8つの課題認識と議論の結果をまとめたもの。https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240626001/20240626002.html	_
2024年 6月28日	公開買付けの開示に関する留意事項について (公開買付開示ガイドライン)(案)	金融庁	発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局に対して審査にあたっての留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等について考え方を示すことを目的として策定するもの。コメント期限は7月29日。https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240628-3/20240628.html	_
2024年 7月1日	移管指針「移管指針の適 用」等	ASBJ	日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する指針のみを扱う 実務指針等をASBJに移管するもの。「移管指針の適用」のほか、移管指針1号~14 号の個別移管指針も公表されている。これを受けて、同日、日本公認会計士協会から は、移管した実務指針等の廃止が公表されている。 https://www.asb-j.jp/jp/ikan/y2024/2024-0701.html	_

弱さや雇用過剰感が景気回復の 妨げとなる可能性がある。 これらの状況を踏まえると、

大手株などではなかった。

るだろう。

相場のピークアウトが求められ

上昇を期待するのであれば、円

可能性がある。景気見通しに関

ことを示しているのではないか。 たる変化なし、などと考えている なし、介入があっても状況にさし

> 安状況では海外投資家は日本株 の利害は一致しない。現在の円

為替相場と株価の変動に関し

を買おうとしないのではなかろ

日経平均の動意をリードした

てプラスに働く一方で、内需の しては、円安が輸出企業にとっ

のは、

大型優良株、銀行株など

呼び込んで、日本株のさらなる うか。そのため、海外投資家を

で、現在、上昇機運にある米株

式市場のような半導体、ネット

数(CPI)の上昇が見込まれ る。これにより、消費者物価指

るため、家計の負担が増加する

なったと考えられる。 改善したものの、非製造業はそ 安に修正されている。これが、 れほど変化がなかった理由に 大企業製造業が3カ月で大幅に

証

券

ビス業などでは、若干の改善が が全体の指数を押し下げる要因 もプラス2へ6ポイント悪化し、 の経済回復の鍵となるだろう。 需要の弱さが顕著であり、今後 みられるが、依然として不透明 となっている。一方で、対個人サー 特に電気・ガスや物品賃貸業で 悲観的な見通しが示されている。 わずかに低下しており、先行き な状況が続いている。特に国内 数は、3月のプラス3から33に 大企業非製造業の業況判断指 大きな変動がみられ、これ

別の展開になっているといえる。 かれそうだが、今回はまったく ようになり、介入による円高反 為替市場への介入が警戒される 転の影響から株安シナリオが描 これは、株式市場が市場介入 円安が急激に進むと、日銀の ては、海外投資家と国内投資家 フォーマンス悪化を意味する。 とって、円安は日本株投資のパ

ギー価格の変動が影響し、引き

輸入品価格の上昇やエネル

今後の物価見通しについて

続き上昇傾向が続くと予想され

ている。 らに上値を追うような勢いをみせ 39、000円の壁を突破し、さ と同時に2カ月ほど存続した 平均株価は円相場の大台突破 的雰囲気である。一方、日経 境が一段と強調されそうな社会 安は輸入物価の上昇をもたら りの安値だという。急激な円 し、消費者、中小企業などの苦 =160円台に乗った。37年振

6月末頃から円相場は1ドル 続いている。それと並行するよう 株の上昇は、これから利上げ 本株の売越しに転じ、1カ月も 主導したのは、 ると、今年第1四半期に日経平 場の主役、海外投資家に注目す 海外投資家は円安を見越して、 均34年振りの史上最高値更新を 銀行株を選んだものと思われる。 り、とみて金利上昇で潤う大手 たと考えられる。 日本株投資を回避する行動に出 いであったが、5月末頃から日 に円安が進行していった。つまり、 ところで、 現在の日本株式市 海外投資家の買 海外投資家に

日銀の政策は目先の利上げには

3月調査に比べて3円程度、円

慎重なスタンスを維持する可能

性が高い。

6

為替相場と日本株価の微妙な関